

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県立自然公園条例施行規則第 12 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県立自然公園条例施行規則第 12 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例施行規則 (認可の失効及び取消し)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 知事は、事業者が条例第 9 条第 3 項の規定による条件、第 4 条第 1 項(第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 6 条第 1 項若しくは第 7 条の規定又は前条の規定による改善命令に違反したときは、公園事業の執行の認可を取り消すことがある。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 7 号に基づく権限委譲対象事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 10 項第 7 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県立自然公園条例施行規則第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県立自然公園条例施行規則第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例施行規則 (原状回復命令等)</p> <p>第 13 条 知事は、事業者が事業者でなくなつた場合(譲渡、合併又は分割により事業者でなくなつた場合を除く。)において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にはこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることがある。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 7 号に基づく権限委譲対象事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 10 項第 8 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日